



平成22年（行ヒ）第419号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成22年（行コ）第20号行政文書一部不開示決定処分取消等請求事件について、同裁判所が平成22年6月23日に言い渡した判決に対し、申立人らから上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件を上告審として受理しない。

申立費用は申立人らの負担とする。

理 由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成23年5月9日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 須 藤 正 彦



裁判官 古 田 佑 紀

裁判官 千 葉 勝 美



当 事 者 目 録

申 立 人 崔 鳳 泰

申 立 人 李 金 珠

申 立 人 呂 運 澤

申 立 人 太 田 修

申 立 人 田 中 宏

申 立 人 西 野 瑠 美 子

申 立 人 山 田 昭 次

申 立 人 吉 澤 文 寿

申 立 人 李 鶴 来

申 立 人 梁 澄 子

上記10名訴訟代理人弁護士



東	澤		靖
二	関	辰	郎
小	町	谷	子
魚	住	育	昭
張		昭	三
齋	藤	界	満
		義	浩

相 手 方

国

同代表者法務大臣

江 田 五 月

同指定代理人

石 森 光 輝

これは正本である。

平成23年5月9日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 谷内 秀

